



オーストラリア：胚研究を規制する二つの法

- 「ヒトクローニング禁止法」(2002年)
 - 女性の妊娠をもたらすこと以外の目的での**ヒト胚作成を禁止**。
 - 実施者は、最高10年の禁固刑

- 「ヒト胚を用いる研究に関する法律」(2002年、RIHE法)
 - 余剰胚を用いた研究規制